



事業者用

ごみの減量とリサイクルの手引き 資源・ごみの 分け方・出し方

事業者の責務

事業系一般廃棄物の現状

ごみの種類

事業系ごみの処理方法

ごみ減量のポイント

産業廃棄物の種類

市の処理施設のご案内

市民・事業者・行政(市)が共働のもと、3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))を基本理念とした、環境に優しい循環型社会を豊田市は目指しています。事業者のみなさんのご理解とご協力をお願い致します。

令和5年4月
豊田市 環境部



事業者の責務

事業者の責務

事業者の責務として、次の3点があります。【廃棄物処理法第3条】

①事業系ごみは事業者自らの責任と負担により適正に処理をすること

事業系ごみは、その事業の種類や規模のほか、そのごみの種類や量に関係なく、**自治区のごみステーションに出すことはできません。**店舗兼用住宅の場合でも、家庭から出るものと事業活動から出るものを区分しなくてはいけません。

②事業系ごみのリサイクル、減量に努めること

分別を徹底することにより、リサイクルできるものを分け、確実にリサイクルを進め、そのことで、排出するごみ量を減らす必要があります。

③製品の製造や加工、販売の際にそれが廃棄物になった場合の処理が容易にできるようにすること

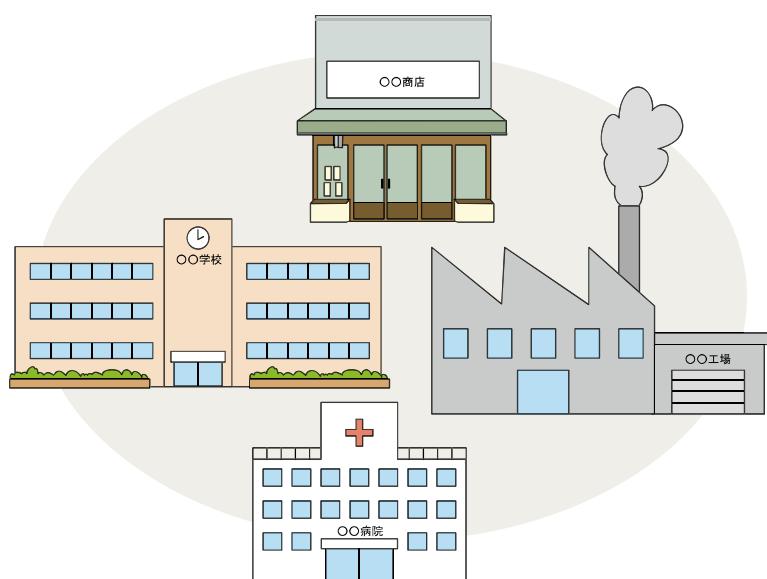
事業系ごみ

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生する、すべてのごみのことをいいます。これらはごみの種類や性状により「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。事業系ごみの処理は、排出者の責任において適切に行わなくてはなりません。



事業活動

事業活動には、店舗、会社、事務所、飲食店、工場など営利を目的とする活動や営利を目的としない学校、病院、官公庁などの公共のサービスが含まれます。業種や法人・個人経営の別、経営規模等による分けはありません。





まずは、事業系のごみの現状を知ろう！

事業系一般廃棄物の現状

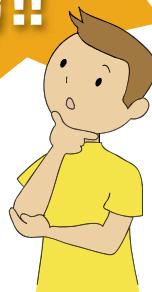
事業系一般廃棄物の燃やすごみの量は令和3年度、38,679トンあり、
豊田市で処理をしている燃やすごみに占める割合は、33.1%となっています。

この手引きで、事業系ごみについての事業者の責任、廃棄物の種類・区分などを確認
いただき、その上で処理方法についての認識を深め、適正処理について今一度検討しましょう。

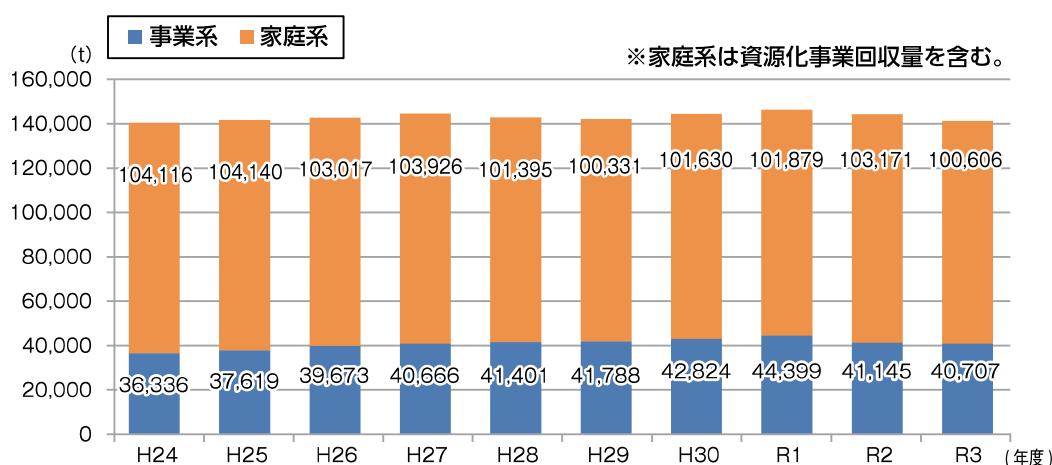
平成29年度策定の一般廃棄物処理基本計画において事業系可燃ごみの排出量は、
2025年度を目標年度として、2015年度比 2%の削減を目指して掲げています。

目標を達成するには、事業者一人ひとりの協力が必要不可欠!!

環境問題が言われる現在
ごみの減量は急務!!



家庭系・事業系の一般廃棄物の推移



●一般廃棄物の推移
(対前年度比)

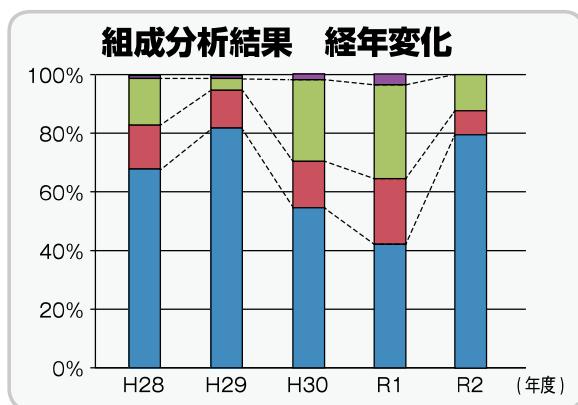
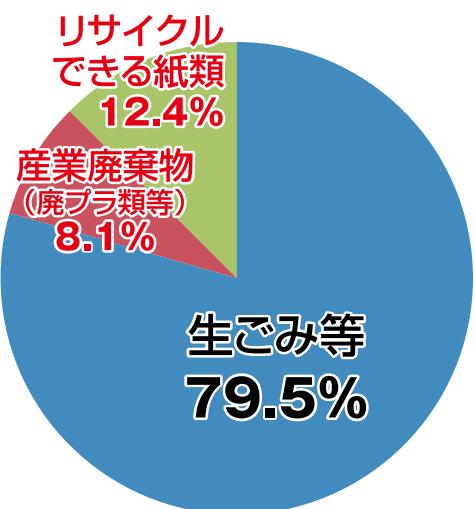
	事業系	家庭系
H25	3.5%	0.0%
H26	5.5%	-1.1%
H27	2.5%	0.9%
H28	1.8%	-2.4%
H29	0.9%	-1.0%
H30	2.5%	1.3%
R1	3.7%	0.2%
R2	-7.3%	1.3%
R3	-1.1%	-2.5%

分別を徹底しましょう

組成分析の結果、79.5%が正しく分別されていますが、まだまだ
「紙類」と「プラスチック類」が20.5%含まれています。

リサイクルできる紙類は、資源としてリサイクルに回しましょう。
また、プラスチック類は産業廃棄物として適正に処理しましょう。

▼組成分析



■ 不燃ごみ
■ 古紙類
■ プラスチック類等
■ 生ごみ等

令和2年7月29日実施 組成分析結果
※プラスチック類には、生ごみなど(厨芥類)を入れ排出するプラスチック類の袋は含みません。

ごみの種類を知って、区分けに役立てよう！

ごみの種類

ごみは、次のとおりに区分されます。

ごみ(廃棄物)

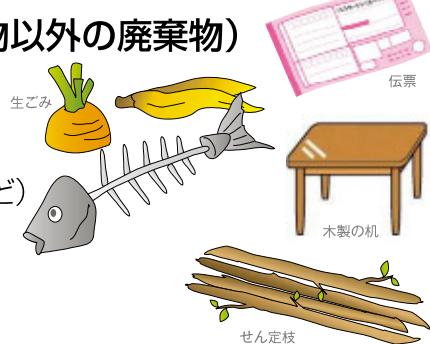


事業系ごみ(事業活動に伴って出る廃棄物)

事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外の廃棄物)

●主な事業系一般廃棄物

- ・生ごみ(調理くずや食べ残しなど)
- ・リサイクルできない紙類(伝票などのカーボン紙など)
※リサイクルできる紙類は5ページ参照
- ・刈草・せん定枝(樹木管理のために伐採したもの)
- ・木製の机(全体が木であるものに限る)など



産業廃棄物(法令で定める廃棄物)

●主な産業廃棄物(詳細は7ページ)

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、燃え殻、汚泥、廃油、ダスト類 など

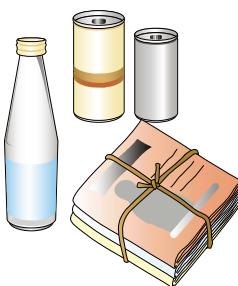
特定業種(P7参照)においては
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、
家畜のふん尿、家畜の死体 など



家庭系ごみ(一般家庭から出る廃棄物)

豊田市の家庭系ごみ区分(7分別10種類)

- ・燃やすごみ
- ・埋めるごみ
- ・金属ごみ
- ・資源(ガラスびん、飲料缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装)
- ・有害ごみ
- ・粗大ごみ
- ・危険ごみ





事業系ごみの処理方法

事業系ごみは、地域にあるごみステーションには出せません。また、市では収集をしておりません。
以下の方で処理をしてください。事業系ごみの処理は事業者の責任です。



→ 事業系一般廃棄物

①自己搬入

事業者自らが、市の処理施設に持ち込む。

※自治区のごみステーションに出すことはできません。

生ごみ、リサイクルできない紙類		
渡刈クリーンセンター(渡刈町) TEL28-2000		
受入時間	月曜日	7:30～16:00
	火～金曜日	8:30～16:00
※月～金曜日は祝日も受け入れします。		
搬入できないもの	長さ2m又は直径30cm以上のもの など	
料 金	10kgまで 200円、以後10kgごとに 200円加算	
藤岡プラント(下川口町) TEL76-2027		
受入時間	月～金曜日	8:30～16:00
	土曜日	8:30～12:00
※月～土曜日は祝日も受け入れします。		
搬入できないもの	長さ2m、幅30cm又は厚さ10cm以上のもの など	
料 金	10kgまで 200円、以後10kgごとに 200円加算	

刈草・せん定枝		
緑のリサイクルセンター(枝下町) TEL43-2080		
受入時間	月～金曜日	9:30～17:00
	土曜日	8:30～12:00
※月～土曜日は祝日も受け入れします。		
搬入できないもの	長さ2m又は直径30cm以上の木類 など	
料 金	10kgまで 200円、以後10kgごとに 200円加算	

②業者委託

豊田市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(許可業者)に収集運搬・処分を委託する。

※許可業者については、市ホームページ(循環型社会推進課)をご覧ください。

リサイクルできる紙類について

(特定の業種から出るものは除きます)

リサイクル(再生利用)の代表選手といえる古紙類については、積極的なリサイクルをお願いします。機密書類であっても、市の施設では受入しませんので、自己搬入の場合は、市内にある古紙問屋に持ち込んでください。また、委託の場合は委託仕様書に「資源化」することを明示すると明確になります。

〈例〉新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、
OA紙、機密書類など



福田三商(株) 豊田営業所 豊田市柿本町641 TEL24-8322

受入時間	8:30～17:00 年中無休(年末年始、お盆を除く)
------	--------------------------------

(株)マルチョーリサイクル 豊田市本新町5781 TEL32-2885

受入時間	8:30～17:00 年中無休(年末年始、お盆を除く)
------	--------------------------------

まる藤商会(有) 豊田市若林西町茶屋間67-2 TEL51-0052

受入時間	8:30～17:00 年中無休(年末年始を除く)
------	-----------------------------

渡刈町事業系古紙リサイクルステーション 豊田市渡刈町大明神556

受入時間	10:00～18:00 年中無休(年末年始を除く) ※持込みのみ ※受付無料 ※家庭用とお間違えのないよう注意してください
------	--

藤岡プラント 豊田市下川口町奥山516-4

受入時間	月～金曜日 8:30～16:00 土曜日 8:30～12:00 ※持込みのみ ※受付無料
------	---

・紙コップなどのワックス加工紙など持ち込めないもの(禁忌品)がありますので、ご注意ください。

・持ち込みのほか、古紙問屋による事業所までの引き取りもできます。

※詳しくは、上記古紙回収問屋等にお問合せください。

トレイなどのプラスチック類は
分別すれば資源化できます。

→ 産業廃棄物

排出者の責任において、以下のどちらかの方法で処理をお願いします。

①自己搬入

事業者自らが、許可を持った産業廃棄物処分業者に持ち込む。

産業廃棄物は、リサイクルステーションに出すことはできません。

②業者委託

許可を持った産業廃棄物収集運搬業者等に収集・処分を委託する。

※いずれの方法で処理をする場合でも、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が必要です。

許可業者・産業廃棄物管理票については、愛知県産業資源循環協会にお問合せください。

また市ホームページ(廃棄物対策課)でも検索できます。

問合せ先

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会

TEL 052-332-0346

(名古屋市中区金山2-10-9 第8フクマルビル5F)

ごみ減量は、経費削減や効率化を図れる！

ごみ減量のポイント

ごみ減量は、メリットがたくさん！

ごみの減量は、以下のメリットがあります。

- 焚却・埋立てなどの処理量を減らすことにより、CO₂の削減
- 環境問題に取り組み、リサイクル等を推進することで企業のイメージアップ
- 設備や事務用品などを見直しすることで、経費削減や効率化を図ることができ、また、それを推進することで社員の意識改革も促される

ごみを減らすためには、3つの行動理念(3R)が重要です。

ごみを減らすための3つの行動理念(3R)

事業者におけるごみの減量は、製造・販売者などの側面と排出者の側面の2つの側面があります。

3Rは、その両側面から取り組むと大きな効果につながります。

〈取組事例〉

- ・過剰包装して販売しない⇒過剰包装をされたものを買わない
- ・マイバッグ運動に店舗として協力する⇒自らマイバッグを持参する
- ・環境負荷の少ない製品・商品を製造・販売する⇒使用する
- ・梱包材を長期間使用できる材質のものに変更する
- ・個人用ごみ箱を廃止し、ごみや資源の分別を推進しやすくする
- ・茶がら等の生ごみは、水切りを徹底する

こうした取組を一過性のものにしないためにも、ごみの減量や分別の徹底、適正処理のための仕組みづくりが重要です。

ごみ減量を実践するためのフローチャート

4つのプロセスを実践して、ごみの減量を進めましょう。



リデュース (Reduce:発生抑制)

ごみになるものを買わない、
ごみとなるものを作らない
など事業活動を見直す。

3R

ごみを減らすための 3つの行動理念

リサイクル (Recycle:再生利用)

分別を徹底することで再び
資源となるものを資源として
再利用する。

リユース (Reuse:再使用)

繰り返し使う、
大切に使う。

「事業系一般廃棄物」
「産業廃棄物」
の分別を徹底することが重要！

分けたら、
資源化できるように
さらに分別しましょう！

①現状把握

- どのように「ごみ」が発生しているか？
その量は？ どのように処理されているか？
- ・7ページにある廃棄物の区分を確認し、どの区分の廃棄物が事業所から排出されるかを確認する。
 - ・それぞれの区分の廃棄物が、週単位や月単位でどのくらい出ているかを記録する。

②計画

現状を踏まえた、ごみ減量の目標とその方法、
処理方法の確認をする

- ・一般廃棄物と産業廃棄物の処理方法を確認する。
- ・現状把握で確認した廃棄物はどのようにすると減らすことができるか、資源化も含めて検討する。
- ・減量目標を決める。すぐ取り組むことができること、年間計画を立てるなど、長期的に実施するものを分けて計画する。

④点検・見直し

- ごみの種類や量の把握、減量効果や
取組状況の確認・点検と改善策の検討をする
- ・定期的に現状把握を行い、実施した減量策により、どのくらい減量や資源化ができるかを確認する。
 - ・計画と比べた進み具合を確認する。計画より減量が遅れている場合は、方法の見直しや事業所内での再周知などを行う。
 - ・計画当初にはなかった種類の廃棄物等の発生の有無など、計画の見直しを行い、実態に合わせた計画に修正する。

③実行

減量の実施(分別の徹底など)、適正処理の実施を行う

- ・いま一度「一般廃棄物」「産業廃棄物」の分別が徹底されているかを確認する。
- ・資源にできるものを分別し、資源化する。
- ・計画した減量対策を実施する。
- ・対策の推進責任者などを決め、組織として取り組む。
- ・処理について、それぞれ許可業者等と契約を行う。



産業廃棄物の種類

すべての業種において産業廃棄物となるもの

種類	主な具体例
廃プラスチック類	レジ袋、ポールペンやシャーペンの軸、コンビニ弁当のトレー、お菓子の袋、レターケース、クリアフォルダ、ポリ袋、ペットボトル、発泡スチロール、自動車用タイヤなど、すべてのプラスチック製品
金属くず	飲料用缶・缶詰の缶等の空き缶、金属製の菓子箱、事務いす、パイプいす、ビデオデッキ、カメラ、スチールラック、電話機などの金属製品
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	空きびん、ガラス製品、湯飲み等の陶磁器、土管、レンガ、かわら、U字溝など
汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建築系汚泥、生コン残さ、製造工程から出る泥状物など
廃油	潤滑油、絶縁油、鉱物性油、動植物性油などの油類、タールピッチ、固形石鹼
廃酸	硫酸、塩酸、定着液、ホルマリン、アルコールなどの全ての酸性廃液
廃アルカリ	アンモニア液、現像液、ソーダ液などのすべてのアルカリ性廃液
ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムに限る
燃え殻	焼却灰、石炭がら、焼却炉の残灰など
鉱さい	電気炉等の残さ、鑄物廃砂、不良鉱石、ボタなど
がれき類	工作物の新築・改築・解体に伴って出るコンクリート破片、レンガの破片、アスファルトの破片、瓦くずなど
ダスト類	大気汚染防止法やダイオキシン類特別措置法で規定されるばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設等の集じん施設で集められたもの

特定の業種(事業活動)において産業廃棄物となるもの

種類	業種	主な具体例
紙くず	パルプ製造業、紙加工品製造業、印刷出版業、製本業、印刷物加工業等	すべての紙くず
	建設業	工作物の新築、改築、又は除去に伴って出る紙くず
木くず	木材製造業、木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品貯蔵業等	木材片、おがくずなどすべての木くず
	建設業	工作物の新築、改築、又は除去に伴って出る木くず
	すべての業種	貨物の流通のために使用した木製パレット
繊維くず	繊維工業（繊維製品製造業を除く）	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
	建設業	工作物の新築、改築、又は除去に伴って出る繊維くず
動植物性残さ	食料品製造業、医療品製造業、香料製造業	原料として使用した動物や植物にかかる固形状の不要物（醸造かす、発酵かす、あめかす、のりかす、魚・獣のあらなど）
動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場	と殺・解体した獸蓄、食鳥処理をした食鳥に係る固形状不要物
家畜のふん尿	畜産農業	牛、馬、豚、ニワトリ、ヤギ、羊などのふん尿
家畜の死体		牛、馬、豚、ニワトリ、ヤギ、羊などの死体

その他

種類	主な具体例
13号廃棄物	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物に該当しないもの（有害汚泥のコンクリート固化物など）

※ほかに特別管理廃棄物(感染性、爆発性、毒性等のある有害なもの)があります。



市の処理施設のご案内

手 数 料

10kgまで200円、以後10kgごとに200円加算

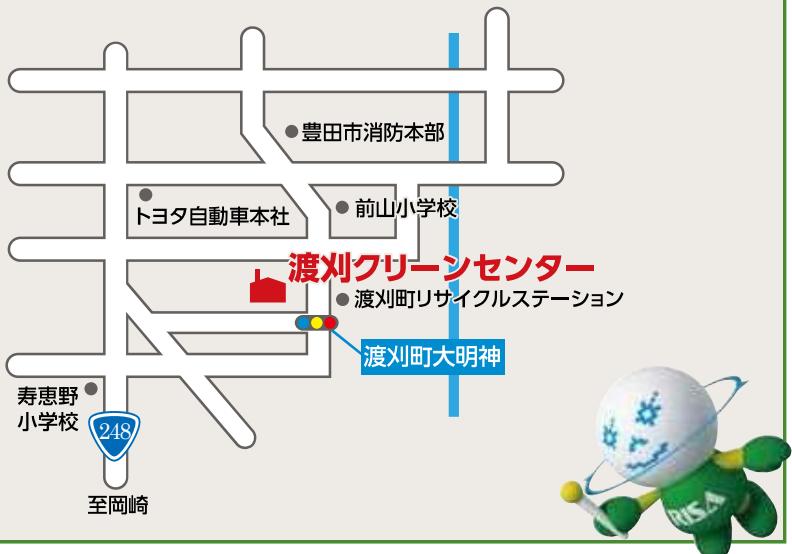
渡刈クリーンセンター

TEL28-2000

豊田市渡刈町大明神39-3

受入時間

月曜日	7:30～16:00
火～金曜日	8:30～16:00



藤岡プラント

TEL76-2027

豊田市下川口町奥山516-4

受入時間

月～金曜日	8:30～16:00
土曜日	8:30～12:00



緑のリサイクルセンター

TEL43-2080

豊田市枝下町下笠沢197

受入時間

月～金曜日	9:30～17:00
土曜日	8:30～12:00



*金属ごみや埋めるごみであっても、事業系ごみはグリーン・クリーンふじの丘では受け入れできません。

問合せ先

豊田市 環境部 循環型社会推進課 TEL 0565-71-3001 / FAX 0565-71-3000